

卒業生就職相談に関する申合せ

平成30年3月26日
制 定

(趣旨)

- 1 本科卒業生及び専攻科修了生（以下「卒業生」という。）の県内就職支援等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 2 一般社団法人茨城工業高等専門学校地域協働サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）等と連携し、卒業生のUターン等の支援を目的とする。

(業務)

- 3 卒業生の就職支援活動等を円滑に行うため、学生課に卒業生就職相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

(1) 相談窓口は、次に掲げる業務を行う。

- 一 卒業生からの就職相談及び卒業生への情報提供に関すること。
- 二 卒業生と校内担当教職員との連絡調整に関すること。
- 三 就職に関する広報、説明会等に関すること。
- 四 相談窓口の運営に関すること。
- 五 その他、就職支援に関すること。

(2) 前項に定める業務のほか、次に掲げる業務は総務課が事務を行う。

- 一 サポートセンターとの連絡調整及び連携に関すること。
- 二 地域産業界等との支援体制の構築に関すること。

(組織)

- 4 卒業生のUターン等の支援を行うため、キャリア支援室を置く。

(1) 室長は副校長（地域連携・評価）をもって充てる。

(2) キャリア支援室に、次に掲げる職員を置く。

- 一 総務課長
- 二 学生課長
- 三 その他必要な教職員

(事務)

- 5 相談窓口の事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

- 6 この申し合わせに定めるもののほか、就職支援等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この申し合わせは、平成30年3月26日から施行する。